



舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の 中間見直しについて

答 申

令和8年7月10日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

目次

1 はじめに

2 中間見直しの背景と総括

(1) 前期5か年の進捗評価

(2) ごみ処理の状況

- ①ごみ総排出量・1人1日あたりのごみ排出量
- ②最終処分量
- ③資源化率
- ④施設の状況

(3) 社会情勢の変化と新たな課題

(4) 中間見直しの基本姿勢

3 「目標達成に向けた具体的施策」の評価と見直しの方向性

(1) 【基本方針1】3Rの推進

- ①食品ロスの削減
- ②プラスチックごみの減量・資源化・適正排出
- ③リユース（再使用）の取り組み
- ④紙ごみの減量・資源化
- ⑤その他の取り組み

(2) 【基本方針2】住み続けられる持続可能な地域

- ①ライフスタイルの変化や高齢化への対応
- ②ごみの適正処理
- ③公平な受益者負担の実現

(3) 【基本方針3】市民・事業者・行政の連携・協力

- ①ごみのことを知る・学ぶ
- ②連携・協力と役割分担
- ③コミュニティの維持・活性化

4 ごみ減量の目標

5 参考資料

(1) 諮問書

(2) 第8期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(3) 審議経過

1 はじめに

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、令和7年2月18日に市長から諮問のあった「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し」について、これまで計5回にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。

現在、世界は気候変動、生物多様性の損失、汚染という「3つの世界的危機」に直面しており、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、資源を効率的に循環させる「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が喫緊の課題となっています。

国内においても、令和6年に策定された「第六次環境基本計画」では、現在及び将来の国民の「ウェルビーイング（高い生活の質）」を最上位に置き、経済・社会・環境の統合的向上を目指す新たなビジョンが示されました。また、「プラスチック資源循環促進法」の施行や、食品ロス削減目標のさらなる引き上げなど、廃棄物処理を巡る法制度や社会情勢は、本計画を策定した令和3年当時から大きく加速し、深化しています。

本市においては、令和3年7月のごみ処理手数料改定以降、市民の皆様の真摯な取り組みにより、1人1日あたりのごみ排出量は令和12年度の最終目標値を大幅に前倒しして達成するなど、全国平均を下回る顕著な成果を上げてまいりました。しかしその一方で、京都府内平均と比較すれば依然として削減の余地が残されていることや、人口減少と少子高齢化の進展による地域コミュニティの担い手不足、不燃ごみ収集時の「立ち番」による地域負担といった、本市が直面する固有の課題も看過できない状況にあります。

本審議会では、これらの国内外の動向と本市の現状を多角的に分析し、計画期間の中間点という重要な節目において、これまでの施策を評価するとともに、後半5か年に本市が進むべき道筋について、熱意ある議論を尽くしてまいりました。

本答申は、市民、事業者、行政が連携・協力の絆をさらに深め、豊かな自然環境と調和した「住み続けられる持続可能な地域」を次世代へ確実につないでいくための提言として、審議の結果をここに集約したものであります。

令和8年7月10日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

会長 山川 肇

2 中間見直しの背景と総括

(1) 前期5か年の進捗評価

現行計画の目標年度である令和12年度に対し、舞鶴市のごみ減量は順調に進展している。令和6年度（速報値）における市民1人1日あたりのごみ排出量は787.9gとなり、令和12年度の目標値（834g）を大幅に前倒しで達成した。

これは、令和3年7月に実施した「ごみ処理手数料の見直し（有料化）」が、市民のライフスタイルの変容や3R意識の向上に大きな影響を与え、減量効果が継続していることによるものである。また、ごみの3Rや飛灰リサイクルの開始（令和5年11月）等により、1人1日あたり最終処分量も35.7kg（R6実績）と目標値を大きく下回っており、安定的かつ高度な処理体制が構築されつつある。

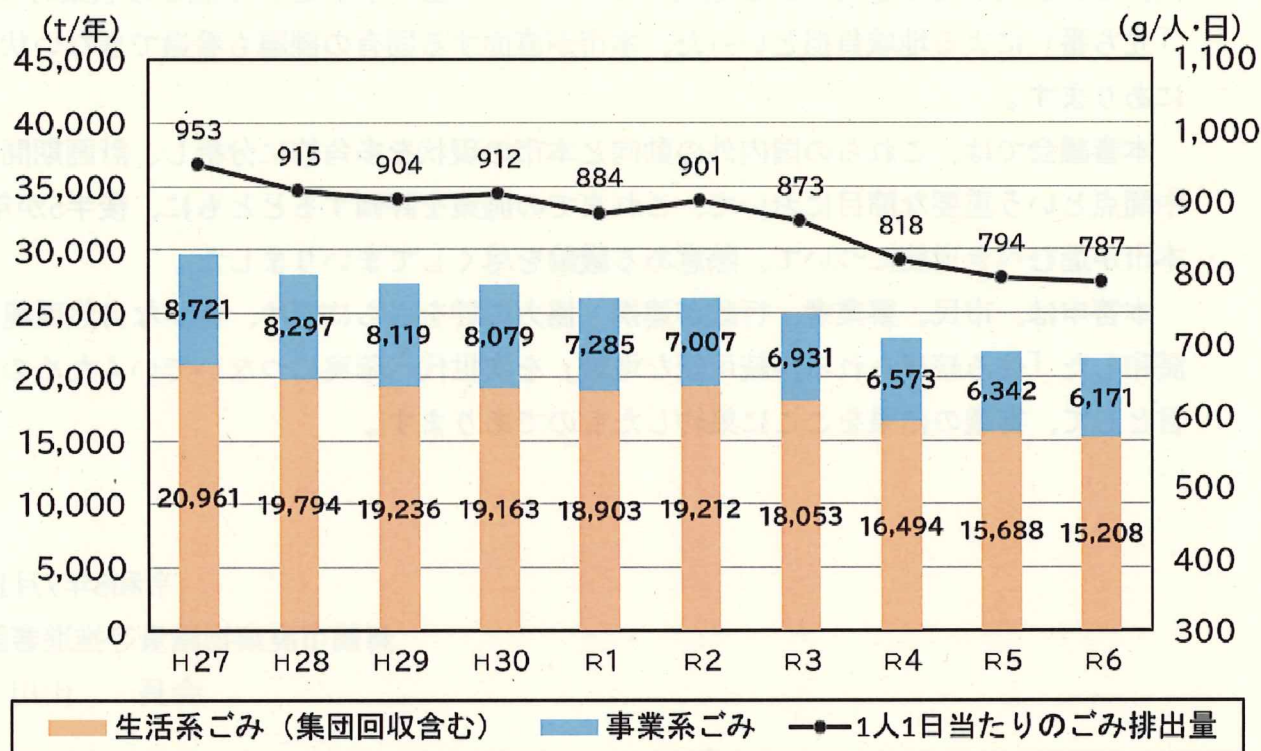
(2) ごみ処理の状況

①ごみ総排出量・1人1日あたりのごみ排出量

ごみ総排出量は、ごみの3Rの推進による1人1日あたりごみ排出量の減少に加え、人口が減少していることもあり減少傾向を示している。令和6年度にはごみ総排出量が21,379t、1人1日あたりごみ排出量が787g/人・日となっている。

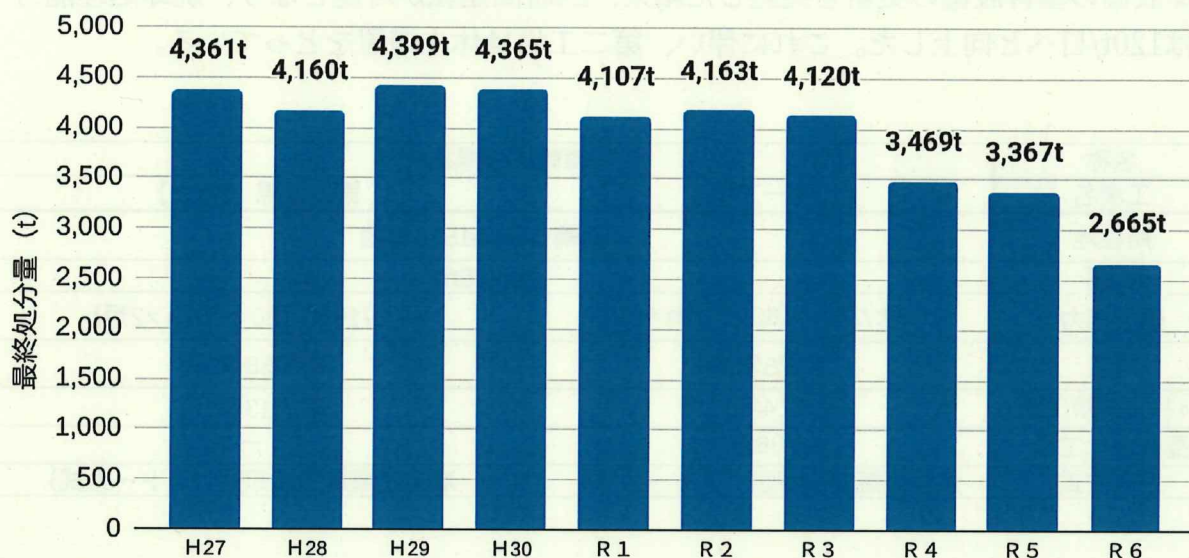
生活系ごみの減少は、令和3年7月より実施した可燃ごみ処理手数料の改定、ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの指定ごみ袋制による有料化などにより、市民のごみに対する意識が向上していることが考えられる。

事業系ごみの減少は、事業所数や経済情勢の変化によることも考えられる。



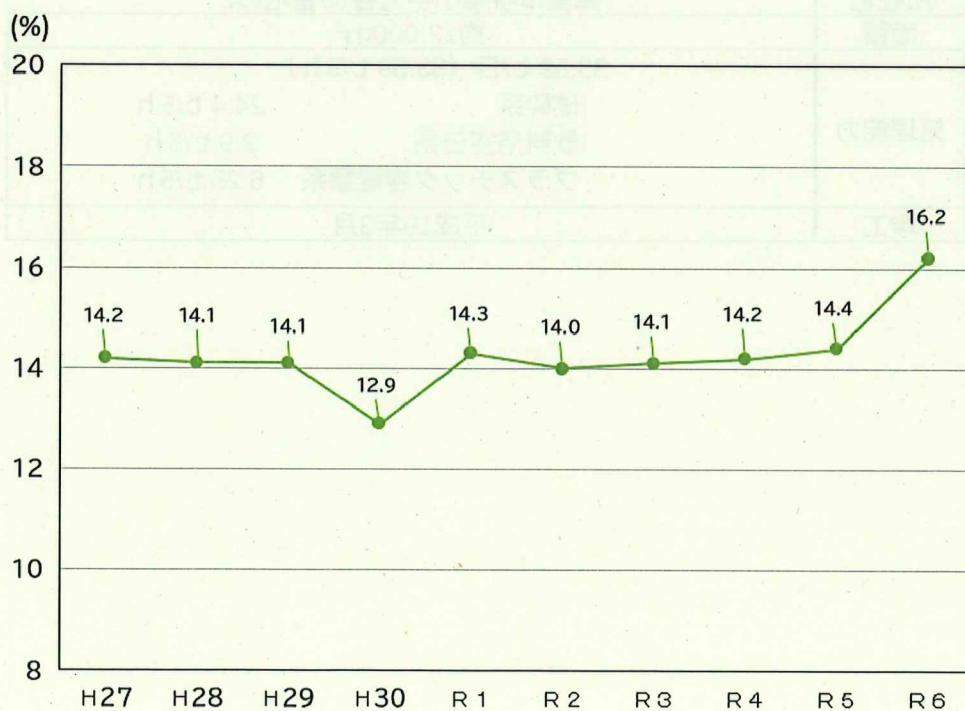
②最終処分量

最終処分量は、ごみの減量に加え、令和5年11月に開始した清掃事務所から発生する飛灰のリサイクルなどにより減少し、令和6年度は2,665t/年となっている。



③資源化率

資源化率は、3Rの推進に加え、主に令和5年11月に開始した清掃事務所から発生する飛灰のリサイクルにより向上し、令和6年度で16.2%となっている。



④施設の状況

○清掃事務所

第一工場は整備から26年（令和元年12月時点：長寿命化工事着工）が経過し、焼却設備の基幹設備の更新を実施した結果、24時間運転が可能となり、焼却処理能力は120t/日へと向上した。これに伴い、第二工場は休止措置をとっている。

名称	舞鶴市清掃事務所	
工場名	第一工場	第二工場【休止】
所在地	舞鶴市字森1515番地	
面積	10,226m ²	
処理能力	120 t/24 h（60 t/24 h×2炉）	60 t/16 h（30 t/16 h×2炉）
竣工	平成5年3月	昭和58年3月
ダイオキシン対策工事	平成14年11月	平成13年8月
長寿命化工事	令和6年2月	—
処理方式	連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）	准連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）

○リサイクルプラザ

供用開始から27年が経過し、経年劣化に伴う損傷等が見られる。適正な処理機能を維持・継続するため、令和8年度から令和12年度にかけて長寿命化工事を実施する計画としている。

名称	舞鶴市リサイクルプラザ	
所在地	舞鶴市字森小字大谷65番地の2	
面積	約12,000m ²	
処理能力	33.59 t/日（33.59 t/5 h） 破碎系 24.4 t/5 h 飲料用空缶系 2.9 t/5 h プラスチック容器類系 6.25 t/5 h	
竣工	平成10年3月	

○最終処分場

令和4年3月に第2期の最終処分場整備工事が竣工し供用している。なお、埋立地部分については先行して竣工しており、令和3年11月から埋立開始している。

令和6年度末までに累計約11,400m³を埋め立てている（残余容量約88,600m³）。

名 称	舞鶴市一般廃棄物最終処分場
所在地	舞鶴市字大波上小字田黒地内
面 積	約45,000m ²
処理能力	埋立処理施設 埋立面積 : 約27,000m ² 埋立容量 : 223,000m ³ 【第一期】 埋立容量 : 100,000m ³ 【第二期】 埋立容量 : 123,000m ³ (内土堰堤23,000m ³) 埋立期間 : 令和3年度 ~ (15年間)

（３）社会情勢の変化と新たな課題

現行計画を策定した令和3年から現在に至るまでの間、廃棄物処理を取り巻く環境は、国内外において劇的な変化を遂げている。これまでの延長線上ではない、新たな視点に基づいた施策の展開が強く求められている。

【国際的・国内的な動向と循環経済への移行】

国際的には、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」が広く浸透し、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現が共通の目標となっている。国内においても、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、製品の設計から廃棄に至るあらゆる段階でプラスチックの資源循環を促進することが義務付けられた。

また、令和6年に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、国民の「ウェルビーイング（高い生活の質）」を最上位に置き、環境保全を起点として経済・社会の課題を同時に解決する「循環共生型社会」への転換が示されている。脱炭素社会の実現に向けた国民運動「デコ活」の推進など、資源を徹底的に有効活用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が加速している。

この流れの中で、食品ロス削減についても目標が強化されており、国の「第2次食品ロス削減推進基本方針」（令和7年3月閣議決定）では、事業系食品ロスの削減目標が、2000年度比で2030年度までに「60%減」へと大幅に引き上げられた。本市においても、可燃ごみの組成調査で生ごみの約4割が食品ロスであることや、中学校給食の残食率が約20%に達している現状があり、これらの課題を「食育」や「事業者のメリット」と結びつけ、構造的な対策を講じることが不可欠となっている。

【地域社会の変容とコミュニティの持続可能性】

本市においては、人口減少と少子高齢化が進行している。本市の老年人口割合は2045年には約40%に達すると推計されており、地域コミュニティの担い手不足は極めて深刻な課題となっている。

特に、平成10年から自治会主体で実施されてきた不燃ごみ収集時の「立ち番」制度については、分別の徹底や集積所の秩序維持、地域交流の場として大きな役割を果たしてきた。しかし、ライフスタイルの多様化や高齢化により、市民の多くがこれを負担に感じているのが現状である。立ち番の負担が原因で自治会への加入を控える事例や、高齢化により冬場の活動が困難になる地域も出ており、これまでの地域ルールをそのまま維持することは、地域コミュニティの持続可能性そのものを脅かす要因となりつつある。

(4) 中間見直しの基本姿勢

今回の計画見直しにあたっては、基本理念である「地域みんなで3R～誰もが住みやすい持続可能なまち舞鶴～」と、3つの基本方針「3Rの推進」、「住み続けられる持続可能な地域」、「市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む」について、計画の中間見直しであることや、現在においても引き続き重要かつ適切な理念、方針であること、計画前期において「ごみ排出量目標の早期達成」をはじめとした成果を導き出した実効性の高い枠組みであることなどを踏まえ、現行計画の内容を継続すべきである。

したがって、本中間見直しにおいては、これら根幹となるビジョンを堅持しつつ、本市を取り巻く廃棄物・環境情勢や、人口減少・少子高齢化や地域コミュニティなどの社会的課題 に対しより効果的に対応できるよう、基本方針毎の具体的施策を重点的に見直し、取り組みのさらなる深化と推進を図るべきである。

ごみ減量の目標値については、目標を既に達成したという実績を前向きに捉えるとともに、市民の環境意識を維持・向上させ循環型社会の構築を図るため、「京都府平均を下回る更なる高み」を目指した目標の再設定を行うべきである。

3 「目標達成に向けた具体的施策」の評価と見直しの方向性

(1) 【基本方針1】 3R（ごみの減量、再使用、資源化）の推進

①食品ロスの削減

【進捗状況と評価】

- 家庭系可燃ごみの組成調査の結果、生ごみの約4割（全体の16.0%）が食べられるのに捨てられた食品ロスであり、依然として削減の余地が大きい。
- 市は「3キリ運動」や「食べ残しゼロ推進店舗」の紹介を行ってきたが、事業者に対する経済的メリットの啓発などは未実施となっている。
- 中学校給食の残食率は約20%と高く、時間延長やご飯の量選択等の試行を一部実施したものの、具体的な取組には結びついていない。

【審議会における主な意見】

- 事業者への啓発は「お願い」にとどまらず、例えば食品ロス削減につながる取組のポイント化や、意欲的な店舗の表彰制度を導入するなど、店舗の評価向上に繋がるインセンティブを付与すべきである。
- 中学校給食については、給食時間延長やご飯の量選択等の実証実験の更なる実施、その後のアンケートや結果分析の改善が必要である。
- 中学校給食の20分という時間の短さや、弁当箱の内蓋に付く水分によるご飯の質低下、牛乳とご飯のミスマッチなど、生徒の意欲を削ぐ構造的要因を改善すべきである。
- 栄養計算は平均値で行われているが、男女差や体格などの個人差があるため、生徒に寄り添った柔軟な対応が求められる。

【見直しの方向性】

- 学校給食における「食品ロス削減」や「おいしく食べる」ために必要な状況調査や環境整備、食育の充実。市教育委員会と環境部署との連携。
- 事業者に対する「情報インセンティブ」を活用した連携強化と、少量販売（バラ売り）の推奨。

②プラスチックごみの減量・資源化・適正排出

【進捗状況と評価】

- 令和3年7月の手数料改定以降、不燃ごみをはじめごみ排出量が大幅に減少したが、可燃ごみの中には依然として10.3%のプラスチック類が混入している。
- PETボトルの水平リサイクルや月2回収集などのインフラ整備は進んだが、製品プラスチックの一括回収や簡易包装の協議の場の設置が課題となっている。

【審議会における主な意見】

- 利便性を高めるため、スーパーに加えドラッグストア等への店頭回収拠点の拡大を市が主導して働きかけるべきである。
- 学校PTAによる資源回収も有効な回収拠点の一つであるが、その継続・拡大には広報や学校の安全面など課題がある。
- 店頭回収は「ごみの回収」ではなく「資源の循環」であり、市民は「綺麗にして出す」マナーを徹底し、市は頑張っている店舗を積極的に表彰・公表などを行うべきである。
- マイボトルの携帯を支援するため、例えば他自治体で見られる給水スポットの設置や、レジ袋のバイオマス素材への転換など、より踏み込んだ対策を検討すべきである。

【見直しの方向性】

- 「プラスチック資源循環促進法」に基づく製品プラスチックのリサイクル推進に向けた検討。
- 事業者との「地域協定」等を通じた店頭回収をはじめとした拠点回収の拡大。
- マイバッグやマイボトルの更なる普及などリデュースの推進。

③リユース（再使用）の取り組み

【進捗状況と評価】

リサイクルプラザでの再生家具販売や子ども服のリユースは好評を得ているが、イベントでのリユース食器の活用や、民間サービスとの連携は途絶えている。

【審議会における主な意見】

- 成長により使用期間が短い子ども服や制服・体操服等の交換会を、保育園や学校、民間と連携してもっと身近な場所で実施できるようにすべきである。
- 「メルカリ」や「おいくら」「ジモティー」などの既存プラットフォームや一括査定サービスの活用を市民に推奨し、粗大ごみになる前のリユースを促進すべきである。
- 空き家改修時に出る建具や食器などの「退蔵品」を、家開き等を通じて地域でシェアする仕組みも検討すべきである。

【見直しの方向性】

- 民間リユース企業との連携。
- 学校・保育園等で使用される制服等の地域内リユースの促進。
- リユースの取組拡充の検討。

④紙ごみの減量・資源化

【進捗状況と評価】

- 可燃ごみの組成で最大の42%を紙類が占めており、特に「新聞紙」や「雑がみ」の混入が目立つ。
- 家庭での小規模な雑がみなど、出しやすさを考慮した資源化ルートの確保が課題である。

【審議会における主な意見】

- 生活者目線では、お菓子の箱等の小規模な紙ごみの保管場所が課題であり、紙袋が有料化される中で「出しやすさ」を考慮した拠点回収の拡充が必要である。
- 行政自らがペーパーレス化を徹底し、審議会資料のデジタル化やQRコード活用などのDXを推進すべきである。

【見直しの方向性】

- 紙ごみの分別徹底に向けた回収拠点の拡充など排出利便性の向上。
- 行政運営におけるデジタル化の加速。

⑤その他の取り組み

【進捗状況と評価】

- 多量排出事業者による減量計画の提出や、事業系ごみの家庭系集積所への不適正排出対策が未実施項目として残っている。
- リチウムイオン電池による発火事故のリスクが高まっている。

【審議会における主な意見】

- 一定規模以上の事業者に対し、ごみ減量計画の策定と実績報告を義務付ける制度の導入を検討すべきである。
- 事故防止のため、リチウムイオン電池使用製品の適正な分別・回収方法を周知徹底すべきである。

【見直しの方向性】

- 「多量排出事業者の減量計画制度」の創設と事業系ごみの適正管理の強化。
- リチウムイオン電池（使用製品等）の分別啓発の強化。

(2) 【基本方針2】 住み続けられる持続可能な地域

①ライフスタイルの変化や高齢化への対応

【進捗状況と評価】

- 高齢者等へのごみ出し支援戸別収集を令和3年度に開始し、利用世帯数は令和6年度末時点で205世帯と着実に増加している。
- ペットボトル・プラスチック容器包装類の収集回数を月2回へ拡充し、排出利便性の向上を図った。
- 不燃ごみ有料化後の混乱が収束し、不適正排出が有料化前の水準まで減少している。

【審議会における主な意見】

○立ち番の任意化

市民の約6割が負担に感じており、高齢化による健康リスクも懸念される中、分別ルールが定着した今こそ任意化へ踏み出すべきタイミングである。

○任意化後の管理

廃止後に集積所が荒れる懸念はあるが、それを「住民自らがルールの必要性に気づく機会」と捉え、過度に行政が介入せず、地域の自律的な管理を促す視点も重要である。なお、不適正排出されたごみについて、最終的には行政が回収すべきである。

○将来ビジョン

15年後、20年後もごみ出し困難により地域に「住み続けられない」事態を招かないよう、交通インフラと連動した長期的な排出支援のあり方を検討すべきである。

【見直しの方向性】

- 地域の実情に応じた「立ち番の任意化」の実施と、集積所管理における行政と自治会の役割分担の再整理。
- デジタル技術（アプリ等）を活用したごみの適正排出と回収の効率化の推進。
- 将来的なごみ排出機会の拡充（ステーション数、収集回数等）の検討。

②ごみの適正処理

【進捗状況と評価】

- 清掃事務所の長寿命化工事が令和5年度に完了し、焼却処理能力の増強と飛灰リサイクルを開始。3Rの推進と合わせて最終処分量を大幅に削減できている。
- 大浦小学校の「大浦未来学」が環境大臣賞を受賞するなど、次世代による地域と連携した海洋プラスチック対策や環境学習の取組が大きな成果を上げている。

【審議会における主な意見】

○施設の広域化

莫大な費用を要する施設更新を見据え、周辺市町との広域的な連携検討を加速すべきである。その際は、住民参加による合意形成を徹底し、収集車の走行距離増による環境負荷（ごみマイレージ）にも配慮が必要である。

○海洋ごみの見える化

市民が海洋汚染を「自分事」として捉えるよう、漂着ごみの「量」だけでなく「種類（家庭・事業所・観光）」を体系的に分析・公表すべきである。

【見直しの方向性】

- 「京都府ごみ処理広域化プラン」を踏まえた近隣市町との連携強化。
- 教育機関や地域団体と連携した海洋プラスチック対策や環境啓発の推進。

③公平な受益者負担の実現

【進捗状況と評価】

- 令和3年7月の手数料改定により、受益者負担の適正化を図るとともに、生活系ごみの大幅な減量を達成した。
- 一方で、事業系ごみの不適正搬入対策や多量排出事業者への対応は、依然として課題となっている。

【審議会における主な意見】

○事業系ごみの徹底管理

焼却炉の故障防止や実態確認のため、事業系ごみの展開検査や搬入規制を強化すべきである。

○最終処分場への危機感

処分場の残余年数を可視化し、市民に「ごみを生まない暮らし」へのシフトを強く促すべきである。

【見直しの方向性】

- 中間処理施設への不適正搬入防止等のための検査体制の強化。
- 最終処分場の延命に向けたさらなる3Rの推進。

(3) 【基本方針3】 市民・事業者・行政の連携・協力

①ごみのことを知る・学ぶ

【進捗状況と評価】

- 環境講座や施設見学、環境フェスタ等の啓発事業を継続的に実施しており、特に令和3年度の手数料改定時には集中的な出前講座を行った。
- AIチャットボットの導入等により、分別の利便性向上も図られている。
- 一方で、若年層や共働き世帯など、従来のイベントや紙媒体の啓発では届きにくい層へのアプローチが依然として課題である。

【審議会における主な意見】

○広報のデジタル化

紙のリーフレットを配布する従来の手法から、SNSやアプリ、動画等を活用した「時代に合ったコンスタントな情報発信」も重要である。

○実感を伴う啓発

最終処分場が満杯になる時期や海洋ごみの実態を「見える化」し、市民が危機感を共有できるような、インパクトのある広報が求められる。

【見直しの方向性】

- ターゲット層に応じたデジタル媒体の積極活用。
- 大浦小学校の事例のような、地域を巻き込んだ探究的な環境学習の発信。

②連携・協力と役割分担

【進捗状況と評価】

「まいづる環境市民会議」や「舞鶴の川と海を美しくする会」等との連携は維持されているが、事業者に対する「簡易包装の推進に向けた協議の場の設置」や「資源化への協力要請」は未実施のままとなっている。

【審議会における主な意見】

○中間支援の模索

行政と地域・事業所を繋ぎ、専門的な知見を持ってアドバイスを行う「中間支援組織」が市内に存在しないことが課題であり、民間団体やNPOの育成・活用を検討すべきである。

○情報インセンティブ

環境に配慮した取り組みを行う事業所を市が公表・表彰するなど、市民がその店を選ぶ「気運の醸成」を促す仕組みが必要である。

【見直しの方向性】

- 行政・市民・事業者の三者がパートナーシップを実感できる連携体制の構築。
- 環境配慮型店舗の認証・表彰制度の検討。

③コミュニティの維持・活性化

【進捗状況と評価】

- ボランティア清掃活動への支援や「環境美化里親制度」の活用により、地域の美化意識は一定程度保たれている。
- しかし、人口減少と高齢化により、自治会組織そのものの維持が困難になり、解散を検討する地域も出始めている。

【審議会における主な意見】

- ごみを切り口とした自治会負担の軽減
「不燃ごみの立ち番」は自治会にとって大きな負担であり、その任意化は「最大の棚卸し」として大きな意義を持つ。
- ごみを通じた地域交流（コミュニティ）
立ち番の任意化を単なる業務削減で終わらせず、ごみ問題をきっかけに福祉、子育て、防災等の他分野の団体が横に繋がる「新たな地域運営組織」を再構築する機会とすべきである。

【見直しの方向性】

- 「立ち番の任意化」の実施。
- 多様な主体が参画しやすい「テーマ型コミュニティ」との連携強化。

4 ごみ減量の目標

本答申では、ごみ減量において重要な指標となる市民1人1日あたりごみ排出量について、次のとおり減量目標を設定する。



【目標設定の考え方】

- 減量目標となる品目については、本市のごみ量に占める割合、減量余地、分別の取組の必要性により選定。
- 品目ごとに減量目標を設定し、積み上げた数値を全体の減量目標とする。
- 目標値は国や京都府の目標や実績（令和6年度京都府実績：736g）を意識したものとし、努力することにより達成可能な目標を設定する。

【ごみ減量の内訳】

- 「施策の現状維持による減量」と「更なる取組による減量」を合わせると90.5gの減量となる。
- 令和6年度実績値は787gであり、 $787g - 90.5g = 700g$ を目標値として設定する。

項目		1人1日あたり ごみ排出量 (R6実績)	減量（試算）	
			区分	重量(g)
1	可燃ごみ	405g	現状施策の維持による増減	△27.4g
	食品ロス	65g	更なる取組による減量	△4.6g
	調理くず	83g	更なる取組による減量	△4.2g
2	資源化可能な紙	49g	現状施策の維持による増減	△8.6g
3	プラスチック容器包装類	21g	現状施策の維持による増減	1.2g
			更なる取組による減量	△2.2g
4	ペットボトル	5g	現状施策の維持による増減	△1.0g
5	埋立ごみ	28g	現状施策の維持による増減	△4.6g
6	その他の不燃ごみ	52g	現状施策の維持による増減	△3.3g
7	事業系ごみ	227g	現状施策の維持による増減	△19.2g
			更なる取組による減量	△16.6g
令和6年度実績		787g	減量合計	△90.5g

舞市生第 514 号
令和 7 年 2 月 18 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第 3 条に基づき、次のとおり諮問します。

記

【諮問事項】

舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直し

【諮問理由】

令和 3 年 4 月に策定しました舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画につきましては、本市の循環型社会の確立に寄与することを目的に、ごみの減量化や資源化を推進してきたところであります。その結果、令和 5 年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量が 794g となり、令和 12 年度の計画目標値 834g を既に達成しました。令和 8 年度から後期 5 年を迎えることとなりますが、本計画の中間見直しにあたって、新たな目標値を設定するとともに、これまでの取り組み内容をブラッシュアップする必要があります。

また、世界や日本の情勢につきましては、平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発目標」、いわゆる SDGs は令和 12 年が達成年限であり、国においては令和 6 年 5 月に第 6 次環境基本計画を閣議決定され、持続可能な社会としての「循環共生型社会」を目指すこととし、同年 8 月に第 5 次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定され、国家戦略として持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済」を推し進めることとなっております。

こうした動きを踏まえ、市におきましては、「循環型社会の確立」に向け一般廃棄物の更なる減量化や資源化を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、貴審議会において、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

第8期 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

氏 名	所 属 名 等	役職等
山 川 肇	京都府立大学 環境科学部 教授	会長
青 山 公 三	京都府立大学 名誉教授	副会長
佐 藤 裕 之	まいづる環境市民会議 会長	副会長
尾 上 亮 介	舞鶴工業高等専門学校 教授	
木 谷 絵 美	大浦・朝来・志楽地域包括支援センター 管理者	
小 谷 裕 司	舞鶴商工会議所 専務理事	
品 田 正 明	舞鶴自治連・区長連協議会 顧問	
高 本 俊 之	公益社団法人舞鶴青年会議所 副理事長	
谷 口 英 子	特定非営利活動法人ひとまわり 代表理事	
寺 島 均 江	舞鶴市老人クラブ連合会 監事	
永 野 由 佳	市民	
森 志乃ぶ	市民	

(敬称略、五十音順)

第8期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会 審議経過

年 度	月 日	回	内 容
令和6年度	10月22日	第1回	(1)舞鶴市のごみ減量の状況について
	2月18日	諮問	諮問
		第2回	(1)舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて
令和7年度	5月30日	第3回	(1)令和6年度ごみ減量・リサイクル等の状況について (2)可燃ごみ組成調査結果について (3)舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて (4)家庭における3Rの取組みについて
	8月26日	第4回	(1)3Rの取組について
	11月4日	第5回	(1)「3Rの推進」について（食品ロス） (2)「住み続けられる持続可能な地域」について
	12月23日	第6回	(1)「住み続けられる持続可能な地域」について (2)「市民・事業者・行政の連携・協力」について
令和8年度	5月19日	第7回	(1)令和7年度ごみ減量・リサイクル等の状況について (2)「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し」に係る答申（案）について